

佐世保市健康福祉部長寿社会課介護保険課
堤田様

みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部 部長 中山 太

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 6 日

佐世保市健康福祉部長寿社会課介護保険課
堤田様

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究への協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

厚生労働省では、2025 年の超高齢社会の到来を見据え、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところで、

今般、このような取り組みに向けた基礎的な資料を得ることを目的として、貴自治体職員を対象にヒアリング調査の実施をお願いすることといたしました。つきましては、業務ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本調査へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本調査については、みずほ情報総研株式会社に業務委託しております。ご不明なことがある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

【本調査に関する照会先】

みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部
担当：羽田、植村

E-mail：

keiko.hada@mizuho-ir.co.jp

yasunori.uemura@mizuho-ir.co.jp

Tel：03-5281-5404（平日 9：00～17：30）

Fax：03-5281-5443（24 時間受付）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

担当：福岡

E-mail：fukushima-atsushi@mhlw.go.jp

Tel：03-5253-1111（内線 3168）

平成 27 年度厚生労働省委託事業「地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究」 医療・介護連携への取組のための自治体職員を対象とした手引き作成に向けた ヒアリング調査へのご協力をお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、各自治体においては医療・介護連携に向けた取組を進めているところでございますが、これから取組を始めようとしている自治体等では取組の参考となるマニュアル等の資料を必要としている現状がございます。

この度弊社では、厚生労働省から「地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究」の委託を受け、そのような自治体にとって取組の参考となる「手引き」を作成することとなりました。

そこで、既にお取組を進めていらっしゃる自治体の職員の方々から、直接ご意見をお聞かせいただく、ヒアリング調査を実施させていただくことといたしました。

なお、ヒアリングに際しましては、本事業を推進するに当たり協力を得ている、(株)サーベイリサーチセンターの担当者よりご連絡させていただく場合があることを予めご了承下さい。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

以上

ヒアリングにおいてお話を伺いたい事項

主として下記の点についてお話を伺いたく存じます。

○貴市での取組において苦勞した点

・医療・介護連携への取組において困難であった取組、苦勞した取組
(例) 医師会や介護保険サービス・施設との連携、地域のインフォーマルサービスの把握・連携等

・貴市において上記の点について解決のために行った取組

○貴市の取組において特に伺いたい点

・地域の課題の把握に関する取組の前後で変化がみられた点、効果

○新たな「手引き(案)」について

・新たな手引きの作成に当たって必要となる情報について、提供すべき内容・項目等に関するアイデア(具体的手法、具体的事例の詳細：組織体制や予算・要した期間等)

■本件に関する問合せ先■

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 担当：羽田、植村

E-mail：keiko.hada@mizuho-ir.co.jp

TEL：03-5281-5404 FAX：03-5281-5443

■調査実施機関■

株式会社サーベイリサーチセンター 九州事務所企画課 担当：堤

E-mail：tsutsumi@surece.co.jp

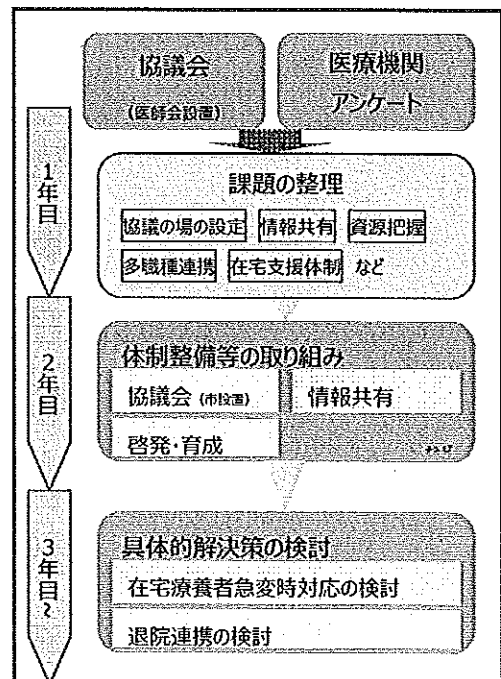
TEL：092-411-8811 FAX：092-411-8851

Point 2 地域の課題を明確にしましょう！

※在宅医療・介護連携推進事業のうち「(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」に関連する取組です。

3. 地域の課題を明確にするための具体例

事例 2-6	在宅医療を協議する体制を整備することで 具体的な解決策を検討＜長崎県佐世保市＞
自治体の 基本属性	人口：258,484 人 高齢者数・高齢化率：74,152 人・28.7% 地域包括支援センター数：9 か所（委託） ※平成 27 年 10 月末時点
1. 「在宅医療機関が少ない」という課題が取り組み開始の契機に ○佐世保市では、在宅医療を担う医療機関が県内の他地域に比べて少ないという課題がありました。このため、佐世保市医師会において、平成 24 年度に厚生労働省の在宅医療連携拠点事業として、在宅医療推進のための体制整備等の取り組みを開始しました。 2. 協議会とアンケートで在宅医療に関する課題を整理（1 年目） ○在宅医療連携拠点事業において、在宅医療推進の課題等を検討するため、「在宅医療連携協議会」（以下、協議会）が組織され、行政（佐世保市）も構成メンバーとして参画しました。 ○協議会からの要望により、在宅医（医師会会員）と二次輪番病院を対象にアンケートを実施しました。 ○アンケート結果も踏まえて、協議会において佐世保市の在宅医療の課題と解決の方向性を整理しました。 3. 体制整備や具体策の検討を順次実施（2 年目～） ○平成 25 年度以降は、市が実施主体となり、前年度に整理した課題解決に向けた取り組みを順次進めています。まず、平成 25 年度（2 年目）は前年度の協議会を「在宅医療・介護連携協議会」として拡充し、より幅広い在宅医療・介護関係者での協議の場として組織しました。 ○平成 26 年度（3 年目）は、在宅医療推進の重点課題である「急変時の緊急対応」と「退院連携」について具体的な体制整備とルールづくりを開始しました。検討にあたっては協議会に各課題に応じた 2 つの専門部会を設置し、市医師会に部会運営を委託して進めています。	



4. 専門部会で急変時対応等のルール策定、在宅医療に関心を持つ医療機関増の手ごたえも

- 2つの専門部会での協議により、平成 27 年度半ばに、急変時の緊急対応と退院連携に関する詳細のルールが策定でき、年度後半から試行に入っています。
- 現時点で在宅医療を実施する医療機関が大幅に増加しているわけではありませんが、上記のルールづくりや別途実施した研修会や意見交換会等の取り組みを進めるなかで、在宅医療に関心を持つ医療機関が増えつつあります。